

申 入 書

2011年10月26日

水戸地方検察庁

検事正 窪 田 守 雄 殿

東京都渋谷区桜丘町4-23

渋谷桜丘ビル8階

渋谷共同法律事務所気付(電話 03-3463-4351)

布川事件弁護団団長

弁 護 士 柴 田 五 郎

櫻井昌司氏及び杉山卓男氏の再審公判後の貴庁及び貴庁の検察官の行為について、両氏の弁護団を代表して、以下のとおり申し入れる。

第1 布川事件判決草稿が検察官だけに交付されていたことについて

去る5月24日に水戸地裁土浦支部において無罪判決の言い渡しが行なわれた布川事件について、判決の草稿が言い渡し直後に裁判所から検察官に交付されていたことが判明したため、弁護団は2011年6月1日付の声明において、検察官に偏し、被告人及び弁護人を差別する取扱いは、不公正かつ不適切であり、裁判所と検察官のこのような行いは裁判の公正を疑わせることにもつながり、誠に遺憾な行為である旨批判した。

水戸地裁土浦支部はこの問題について、本年5月31日に事実確認のため訪れた弁護人に対し、5月24日の判決言渡し終了後に検察官より裁判所に対し、控訴の検討のために草稿を交付されたいとの要請が行なわれたこと、判決を宣告した裁判体はこの要請を受け容れ、同日5時40分頃、検察官に判決草稿(全160頁を超えるもの)を交付したこと及びこのような交付は前例があることを認め、不適切な便宜供与であったと繰り返し陳謝した。

ところが、検察庁においては、弁護人が前記支部長との面談終了後水戸地方検察庁を訪れたところ、事実の説明はおろか、弁護人の面会要請をも拒絶した。そこで弁護人は貴庁に対し、判決草稿交付に至る経過等について同日中に回答をするよう求める質問状を交付したところ、当日夕刻、検察庁事件管理課事務官から、「本日のところ回答をする意思はない」との連絡が弁護団事務局長不在の事務所に入り、その後、茨城県弁護士会所属の弁護団員が検察庁次席検事に回答書の交付を要請したところ、2011年6月27日、前記事務官から当該弁護人に対し、概要、「判決文読み上げで省略された部分が何箇所かあり、判決要旨では省略された部分の内容が分からなかった、控訴の要否を判断するには判決内容を把握する必要がある、宣告時点で判決原本が作成されていなかったが裁判長が原稿を読み上げていることが明らかであったので、当該草稿の交付を受けることが必要であると判断した。」との説明がなされた。その後、弁護団事務局長が2011年7月20日、同月31日の二度にわたり、検察庁に先の質問状に対する回答をするよう申し入れたが、検察庁事務官からいずれの申し入れにも文書では回答しない旨回答があり、7月31日には、これは次席検事の意向である旨を告知された。

思うに、今般の裁判所の所為は、弁護人からは判決要旨すら言渡後に回収するという取り扱いをしていながら、そのことを承知のうえ密かに偏頗な取り扱いを求めた検察官には、特別の便宜をはかり、控訴の利益を有する弁護人を差別して不公平・不平等な扱いをしたもので、裁判所の公正性・公平性を疑わせ、裁判に対する国民の信頼を著しく損なう誠に遺憾な所為と言わざるを得ない。したがって、自らの行為によってこのような事態を招いた検察官は、その信頼を回復するためにも、水戸地方裁判所土浦支部が弁護人の事実確認に応じたのと同じように、弁護人に対し事の経緯をすすんで率直に説明し、不公平な取り扱いを招いたことについて陳謝すべきである。この間の面会にも文書回答にも応じない対応には、不公正な所為について微塵の反省もうかがうことができない。

弁護団はこの間のかかる検察官の不誠実な対応に抗議するとともに、今後においてはかかる偏頗な取り扱いを求め、便宜供与をうけるなどということのないように強く申し入れるものである。

第2 布川事件の違法な捜査・公判活動の検証作業について

検察官は上記再審無罪判決に対する控訴を断念し、無罪判決は確定した。ところがその後、検察官が「担当検察官による捜査及び公判活動は適法に行われたと認識している」「残る証拠は最高裁が有罪を確定させた判決のときと、変わらないはずだ。それなのに再審では結論を無罪にひっくり返した。」と述べたとの報道がなされている。それが事実とすれば、検察官には、重大な冤罪を招いた事実を真摯に受け止めようとの意識は微塵もないものと考えられ、現に今日に至るまで、検察官が布川事件において捜査や公判活動の適否について検証作業を進めているとの報には接していない。

しかしながら、再審無罪判決は、土浦支部の再審開始決定（2005年）やそれを支持した東京高裁決定（2008年）と同様、違法捜査や公判における捜査官の偽証に随所で言及している。

第1に、再審無罪判決は、別件起訴後の勾留について「本件有罪部分に係る起訴後の勾留等が本件強盗殺人に係る捜査に利用されたなどとの事情も否認ない」との指摘もしており、さらにいえば、その期間中に櫻井氏及び杉山氏を警察留置場に逆送（再移監）したことは、すでに東京高裁決定において「虚偽自白を誘発しやすい状況に置いた」として問題とされているところである。

第2に、再審無罪判決は、検察官の取調状況について、両氏の供述に信頼を示す一方で、両氏に対する「自白の誘導等を一切否定する吉田の供述には、その信用性に疑問を入れる余地がないとはいえない」と吉田検事の取調べに疑義を呈し、そのうえで、再審無罪判決は繰り返し「自白の任意性に対する疑いを払拭しがたい」と判示をしているのであるから、「担当検察官による捜査は適法に行われた」などという言い逃れはそもそも不可能というべきである。

第3に、再審無罪判決は、録音テープに関する取調官の虚偽の陳述（偽証）について、すでに再審開始決定等で指摘されていた櫻井氏の取調官だけではなく、杉山氏の取調官についても問題としている。十分な打合せのうえで尋問に望んだはずの検察官が、これらの偽証について関知しないとの弁解もおおよそ容れる余地がない。

第4に、再審を通じて「証拠隠し」の事実も明らかになった。一例を挙げれ

ば、被害者宅近くの栄橋で櫻井氏を目撃したとされた伊藤迪稔証人について、確定審で弁護人が、伊藤証人の未提出の供述調書等の開示を求めたのに対し、検察官は「同人の検調は、すでに原審において取調済みであり、同人の員調は右検調と同趣旨であるので開示を受ける必要はない。」と答弁したが、再審請求審における証拠開示の結果、この証人の警察官調書（10月22日付け警察官調書）は取調済みの検察官調書（12月17日付け検察官調書）とは内容に違いがあること、それどころか前記検察官調書とは内容がまったく違う11月18日付け検察官調書がもう1通存在したことが明らかになり、その結果、確定審で有罪の根拠とされた目撃証言が崩壊した経過がある。

このように、確定審の公判において検察官が虚偽の答弁をして開示を免れていながら、また、前記のとおり偽証の尋問に関与しながら、「担当検察官による公判活動は適法に行われたと認識している」など見解を述べたとすれば、言語道断というほかない。

本年3月31日、検察の在り方検討会議は、その提言において、「捜査段階においては、被疑者にとって有利であるか不利であるかを問わず、真実を発見するための証拠を広く収集し、被疑者の弁解にも十分耳を傾けるべきであるし、公判段階においても、有罪判決の獲得のみを目的とする悪しき一方当事者となることなく、公正な裁判の実現に努めなければならないことを肝に銘じるべきである」と述べているが、この観点に照らせば、前記の各所為は許されるものではなく、検察がそのあり方を真摯に問い直そうとするのであれば、布川事件をはじめとする誤判・冤罪事件について、検察の捜査・公判活動にどのような問題があったのかについて、内外の意見に耳を傾け自ら厳しく検証することが最優先の課題のはずである。

よって、上記に指摘した各点を含め布川事件における検察の捜査・公判活動を総点検、総検証することを、本書面をもってあらためて求めるものである。

第3 記録の保存について

去る7月5日、櫻井氏及び杉山氏の代理人として主任弁護人兩名の名において、①冤罪を生み出した原因等に関する諸機関による検討、②国家賠償法に基づく訴訟等の手続のため、布川事件に関する記録は、確定記録はもちろんのこ

と、公判未提出記録も含めすべての記録（御庁保管分のみならず関係した検察庁、警察署等に保管するものも含む）を、少なくとも向後20年の間、廃棄することなく保管しておくよう申し入れたが、今日に至るまで特段の返答がない。については、あらためて上記の記録の保管について申し入れる。

以 上